

北上地区消防組合消防本部告示第 1 号

消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定（昭和 50 年消本告示第 1 号）の一部を次のように改正し、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

平成 25 年 12 月 5 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木 和 夫

改正前	改正後
<p>消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 35 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、消防機関の検査を受けなければならない防火対象物を次のとおり指定し、昭和 50 年 11 月 1 日から施行する。</p> <p>消防法施行令別表第 1 (5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 300 平方メートル以上のもの。</p>	<p>消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 35 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、消防機関の検査を受けなければならない防火対象物を次のとおり指定する。</p> <p>消防法施行令別表第 1 (5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 300 平方メートル以上のもの。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	